第２　特別入学者選抜

特別選抜に志願することができる者は、「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１に該当する者とする。

ただし、芸能文化科にあっては、他府県の中学校卒業者又は府内の中学校卒業者で本人の住所が他府県にある者のうち、大阪府公立高等学校を設置する教育委員会が承認した者も志願することができる。

Ⅰ　全日制の課程専門学科（工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科、美術科、音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科）

１　出　　願

(1) 出願は、１校１学科に限る。

　　ただし、募集人員を複数の学科ごとに設定している学校においては、他の１学科を第２志望とすることができる。

(2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

ア　音楽科

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２月７日 | 火 |  午前９時～午後４時 |
| ２月８日 | 水 |

イ　音楽科以外の学科

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２月14日 | 火 |  午前９時～午後４時 |
| ２月15日 | 水 |

(3) 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

ア　入学志願書（様式101）〔様式集２～３ページ〕

イ　自己申告書（様式111）〔様式集６～７ページ〕

　　自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

ウ　入学検定料

(ｱ) 府立の高等学校への志願者については、府立学校用の納付書（府立全日制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「１　府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

(ｲ) 岸和田市立の高等学校への志願者については、出願時に当該高等学校において入学検定料 2,200円を現金で納入する。

エ　（英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

　　スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

オ　（海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ）

　　海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書

カ　（過年度卒業者のみ）

　　本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

キ　（「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕

ク　（「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

ケ　（府立夕陽丘高等学校の音楽科志願者のみ）

　　専攻及び受験曲名等の申告票（令和５年度）（様式131）〔様式集11ページ〕

なお、声楽、管楽器及び打楽器の課題ｂについては、申告票とともに楽譜（写し）〔大きさはＡ４判〕を１部提出する。

２　学力検査等

　　選抜のための学力検査等として、学力検査及び実技検査を行う。

(1) 学力検査

ア　学力検査は、２月20日（月）午前８時50分から行う。

イ　学力検査は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

ウ　学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」と「標準的問題」の２種類（「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」〔74ページ〕参照）の問題を作成する。ただし、リスニングテストは同一問題とする。

各高等学校長はあらかじめ使用する問題を選択し、高等学校を所管する教育委員会において決定した「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔73ページ〕に示す種類の学力検査の問題で実施する。

(2) 実技検査

　　実技検査を実施する学科、検査内容、検査種目及び検査日は次のとおりとし、当該学科の入学者選抜を実施する高等学校長が、当該高等学校において行う。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 学　　科　　名 | 検　査　内　容 | 検査種目 | 検　査　日 |
| 工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科及び美術科 | 美術に関する基礎的な描写力及び総合的な表現力 | 基礎的描写 | ２月21日（火） |
| 総合的表現 |
| 音楽科 | 音楽に関する基礎的な視唱力・聴取力及び希望する専攻実技における表現力 | 視唱 | ２月18日（土） |
| 専攻実技 |
| 聴音 | ２月20日（月） |
| 体育に関する学科 | 運動に関する基礎的な能力及び希望する検査種目における技能 | 運動能力 | ２月21日（火） |
| 運動技能 |
| グローバル探究科 | 英語に関する技能のうち、「読む」「聴く」「話す」の総合的な運用能力 | 英文の音読 | ２月21日（火） |
| 英語による口頭試問 |
| 演劇科 | 演技に関する基礎的な表現力 | 身体表現 | ２月21日（火） |
| 歌唱表現 |
| 芸能文化科 | 芸能文化に関する基礎的な表現力及び探究力 | 朗読 | ２月21日（火） |
| 口頭試問 |

(注) 音楽科、体育に関する学科、グローバル探究科、演劇科及び芸能文化科の実技検査については、９月16日（金）に発表した「令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜〔実技検査内容〕について」を参照のこと。

(3) 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

ア　学力検査等の実施時間割及び配点

(ｱ) 音楽科以外の学科

２月20日（月）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時　　限 | 第１時 | 第２時 | 第３時 | 第４時 | 第５時 |
| 検査教科 | 国　語 | 数　学 | 英　語 | 理　科 | 社　会 |
| 時　　間 | ４０分 | ４０分 | ４０分 | ﾘｽﾆﾝｸﾞﾃｽﾄ１５分 | ４０分 | ４０分 |
|
| 時　　刻 | ９:00～９:40 | 10:00～10:40 | 11:00～11:40 | 11:50～12:05 | 13:00～13:40 | 14:00～14:40 |
| 配　　点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 |

(ｲ) 音楽科

２月20日（月）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時　　限 | 第１時 | 第２時 | 第３時 | 第４時 | 第５時 | 第６時 |
| 検査教科等 | 国　語 | 数　学 | 英　語 | 理　科 | 社　会 | 聴　音 |
| 時　　間 | ４０分 | ４０分 | ４０分 | ﾘｽﾆﾝｸﾞﾃｽﾄ１５分 | ４０分 | ４０分 | ３０分程度 |
| 時　　刻 | ９:00～９:40 | 10:00～10:40 | 11:00～11:40 | 11:50～12:05 | 13:00～13:40 | 14:00～14:40 | 15:00～15:30頃 |
| 配　　点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 | ２０点 |

イ　実技検査の実施時間割及び配点

(ｱ) 工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、デザインシステム科、

ビジュアルデザイン科、映像デザイン科及びプロダクトデザイン科）、総合造形科及び美術科

２月21日（火）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査種目 | 基礎的描写 | 総合的表現 |
| 時　　間 | ４０分 | ６０分 |
| 時　　刻 | ９:00～９:40 | 10:00～11:00 |
| 配　　点 | ７５点 | ７５点 |

(ｲ) 音楽科

２月18日（土）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班　　別 | 午 前 の 班 | 午 後 の 班 |
| 検査種目 | 視 唱 | 専攻実技 | 視 唱 | 専攻実技 |
| 時　　刻 | ９:20から個人別に実施 | すべての受験者の「視唱」の検査終了後から個人別に実施 | 12:30から個人別に実施 | すべての受験者の「視唱」の検査終了後から個人別に実施 |
| 配　　点 | ３０点 | １００点 | ３０点 | １００点 |

(注) １　受験者を午前の班、午後の班に二分して実施する。

２　実技検査は、視唱30点、専攻実技100点に、聴音（２月20日（月）実施）20点を加えて、合計 150点満点。

(ｳ) 体育に関する学科

２月21日（火）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査種目 | 運動能力 | 運動技能 |
| 時　　刻 | ９:00から個人別に実施 | すべての受験者の「運動能力」の検査終了後、昼食をはさみ午後に個人別に実施 |
| 配　　点 | ４５点 | １８０点 |

(ｴ)グローバル探究科

２月21日（火）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班　　別 | 午 前 の 班 | 午 後 の 班 |
| 検査種目 | 英文の音読 | 英語による口頭試問 | 英文の音読 | 英語による口頭試問 |
| 時　　刻 | ９:00から個人別に実施 | 12:50から個人別に実施 |
| 配　　点 | ２０点 | ８０点 | ２０点 | ８０点 |

（注）

受験者を午前の班、午後の班に二分して実施する。

(ｵ) 演劇科

２月21日（火）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 班　　別 | 午 前 の 班 | 午 後 の 班 |
| 検査種目 | 身体表現 | 歌唱表現 | 身体表現 | 歌唱表現 |
| 時　　刻 | ９:00から個人別に実施 | ９:00から個人別に実施 | 12:50から個人別に実施 | 12:50から個人別に実施 |
|
| 配　　点 | ７５点 | ７５点 | ７５点 | ７５点 |

（注）

受験者を午前の班、午後の班に二分して実施する。

 (ｶ) 芸能文化科

２月21日（火）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査種目 | 朗　読 | 口頭試問 |
| 時　　刻 | ９:00から個人別に実施 | すべての受験者の「朗読」の検査終了後から個人別に実施 |
| 配　　点 | ５０点 | ５０点 |

３　入学者の選抜

　　高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(2) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、実技検査の成績及び自己申告書とする。

(3) 選抜に当たっては、学力検査及び実技検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

　　なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

ア　学力検査の各教科の成績を合計する。（225点満点）

イ　調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第３学年の評定を３倍する。（225点満点）

ウ　ア及びイで算出した点数に、次のⅠからⅤの５つのタイプで示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を所管する教育委員会が決定した倍率（「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔73ページ〕参照）をそれぞれかけて合計する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ | 学力検査の成績にかける倍率 | 調査書の評定にかける倍率 |
| Ⅰ | １．４倍 | ０．６倍 |
| Ⅱ | １．２倍 | ０．８倍 |
| Ⅲ | １．０倍 | １．０倍 |
| Ⅳ | ０．８倍 | １．２倍 |
| Ⅴ | ０．６倍 | １．４倍 |

エ　ウで算出した点数に、実技検査の成績を加え、総合点とする。

(4) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

ア　総合点の高い者から、募集人員の110％に当たる者までを(Ⅰ)群とする。

イ (Ⅰ)群において、総合点の高い者から募集人員の90％に当たる者までを合格とし、残りの者を(Ⅱ)群（ボーダーゾーン）とする。

ウ　ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を優先的に合格とする。

エ　ウによる合格者が募集人員を満たさない場合は、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

(5) 複数の学科を設置している高等学校における各学科の合格者の決定は、次のように行う。

ア　すべての受験者を、第１志望の学科に関係なく総合点の高い者から順に並べる。

イ　総合点の高い者から順に、第１志望の学科に振り分ける。

ウ　イにおいて各学科の募集人員の110％に当たる人数に先に達した学科について、(4)の手順により合格者を決定する。

エ　すでに合格となった者及びウにおいて選抜を行った学科のみを志望している者を除き、ア、イ、ウの手順を繰り返し、各学科の合格者を決定する。

ただし、イにおいて、第１志望の学科にすでに不合格となり、他の学科を第２志望としていた者については、第２志望の学科を第１志望として扱う。

(6) 合格者の決定に当たって、(2)、(3)、(4)及び(5)に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(7) 高等学校長は、１月30日（月）までに選抜実施計画を所管の教育委員会に報告する。

４　合格者の発表

　　合格者の発表は、３月１日（水）午後２時に各高等学校において行う。

Ⅱ　全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール）

１　出　　願

(1) 出願は、１校に限る。

(2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２月14日 | 火 | 午前９時～午後４時 |
| ２月15日 | 水 |

(3) 志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

ア　入学志願書（様式101）〔様式集２～３ページ〕

イ　自己申告書（様式111）〔様式集６～７ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

ウ　入学検定料

府立学校用の納付書（府立全日制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「１　府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

エ　（英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

オ　（海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ）

　　海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書

カ　（過年度卒業者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

キ　（「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕

ク　（「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

２　学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び面接を行う。

(1) 学力検査は、２月20日（月）午前８時50分から行い、面接は、２月21日（火）午前８時50分から行う。

(2) 学力検査等は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

(3) 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」と「標準的問題」の２種類（「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」〔74ページ〕参照）の問題を作成する。ただし、リスニングテストは同一問題とする。

各高等学校長はあらかじめ使用する問題を選択し、府教育委員会において決定した「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔73ページ〕に示す種類の学力検査の問題で実施する。

(4) 面接は、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録に基づいて、集団面接で行う。

(5) 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

　　 　 ア　２月20日（月）　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　 イ　２月21日（火）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時　　限 | 第１時 | 第２時 | 第３時 | 第４時 | 第５時 |  |  | 面　接 |
| 検査教科 | 国　語 | 数　学 | 英　語 | 理　科 | 社　会 |  |
| 時　　間 | ４０分 | ４０分 | ４０分 | ﾘｽﾆﾝｸﾞﾃｽﾄ１５分 | ４０分 | ４０分 |  | 時　　　間 | ───── |
|  |
| 時　　刻 | ９:00～９:40 | 10:00～10:40 | 11:00～11:40 | 11:50～12:05 | 13:00～13:40 | 14:00～14:40 |  | 時　　刻 | ９：00から班ごとに実施 |
| 配　　点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 |  | 配　　　点 | ───── |

３　入学者の選抜

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(2) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。

(3) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

ア　選抜の第一手順として、国語、数学及び英語の学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に合格とする。

　　その際、面接、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の評価の比率については、２：１：１とし、それぞれの評価を合わせて、総合判定する。

なお、第一手順による選抜における合格者数については、募集人員の50％を上限とする。

イ　第一手順における合格者を除いた者の中から、選抜の第二手順として、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

(ｱ) 学力検査の各教科の成績を合計する。（225点満点）

(ｲ) 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第３学年の評定を３倍する。（225点満点）

(ｳ) (ｱ)及び(ｲ)で算出した点数に、次のⅠからⅤの５つのタイプで示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率（「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔73ページ〕参照）をそれぞれかけて合計する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ | 学力検査の成績にかける倍率 | 調査書の評定にかける倍率 |
| Ⅰ | １．４倍 | ０．６倍 |
| Ⅱ | １．２倍 | ０．８倍 |
| Ⅲ | １．０倍 | １．０倍 |
| Ⅳ | ０．８倍 | １．２倍 |
| Ⅴ | ０．６倍 | １．４倍 |

(4) 合格者の決定に当たって、(2)及び(3)に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(5) 高等学校長は、１月30日（月）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

４　合格者の発表

合格者の発表は、３月１日（水）午後２時に各高等学校において行う。

Ⅲ　多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

１　選抜の種類等

(1) 「学力検査・面接と調査書による選抜」と「学力検査と面接による選抜」（調査書を要しない選抜）の２種類の選抜方法を設ける。

(2) 令和５年３月に中学校を卒業する見込みの者についての選抜方法は、「学力検査・面接と調査書による選抜」とする。

また、過年度卒業者についての選抜方法は、「学力検査・面接と調査書による選抜」又は「学力検査と面接による選抜」のうちいずれか一方とし、志願者は出願時に選抜方法を申告するものとする。

(3) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

ア　すべての学科等の募集人員を合計した人数を、「学力検査・面接と調査書による選抜」のすべての学科等の受験者数の合計と「学力検査と面接による選抜」のすべての学科等の受験者数の合計の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」の合格予定者数を決定する。

イ　アで決定した「学力検査と面接による選抜」の合格予定者数を、この選抜における各学科等の第１志望の受験者数の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」における各学科等の合格予定者数を決定する。

ウ　各学科等の「学力検査と面接による選抜」における合格者を、イで決定した合格予定者数を上限として決定する。

エ　各学科等の「学力検査・面接と調査書による選抜」の合格予定者数は、各学科等の募集人員から、各学科等の「学力検査と面接による選抜」の合格者数を除いたものとする。

オ　各学科等の「学力検査・面接と調査書による選抜」における合格者を、エで決定した合格予定者数を満たすよう決定する。

２　学力検査・面接と調査書による選抜

(1) 出　　願

ア　出願は、１校１学科等に限る。

ただし、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）は他の１部を、昼夜間単位制は他の１学科を第２志望とすることができる。

イ　出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２月14日 | 火 | 午前９時～午後４時 |
| ２月15日 | 水 |

ウ　志願者は、以下の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

(ｱ) 入学志願書（様式101）〔様式集２～３ページ〕

(ｲ) 自己申告書（様式111）〔様式集６～７ページ〕

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

(ｳ) 入学検定料

府立学校用の納付書（府立定時制、多部制単位制Ⅰ部・Ⅱ部及び昼夜間単位制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 950円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「１　府立高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

(ｴ) （英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

(ｵ) （海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ）

海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書

(ｶ) （過年度卒業者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

(ｷ) （「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(2)に該当する者）

入学志願特別事情申告書（様式121）〔様式集10ページ〕

(ｸ) （「第１ 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の１(3)に該当する者）

教育委員会の承認書及びその関係書類

(2) 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び面接を行う。

ア　学力検査は、２月20日（月）午前８時50分から行い、面接は、２月21日（火）午前８時50分から行う。

イ　学力検査等は、志願者全員について各高等学校長が、当該高等学校において行う。

ウ　学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」と「標準的問題」の２種類（「特別入学者選抜等における問題の種類及び特徴」〔74ページ〕参照）の問題を作成する。ただし、リスニングテストは同一問題とする。

各高等学校長はあらかじめ使用する問題を選択し、府教育委員会において決定した「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔73ページ〕に示す種類の学力検査の問題で実施する。

エ　面接は、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録に基づいて、集団面接で行う。

オ　学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

(ｱ)　２月20日（月） 　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　(ｲ)　２月21日（火）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 時　　限 | 第１時 | 第２時 | 第３時 | 第４時 | 第５時 |  |  | 面　接 |
| 検査教科 | 国　語 | 数　学 | 英　語 | 理　科 | 社　会 |  |
| 時　　間 | ４０分 | ４０分 | ４０分 | ﾘｽﾆﾝｸﾞﾃｽﾄ１５分 | ４０分 | ４０分 |  | 時　　　間 | ───── |
|  |
| 時　　刻 | ９:00～９:40 | 10:00～10:40 | 11:00～11:40 | 11:50～12:05 | 13:00～13:40 | 14:00～14:40 |  | 時　　刻 | ９：00から班ごとに実施 |
| 配　　点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 | ４５点 |  | 配　　　点 | ───── |

(3) 入学者の選抜

ア　選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。

イ　合格者の決定に当たっては、次のように行う。

(ｱ) 各学科等の選抜の第一手順として、国語、数学及び英語の学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、各学科等を第１志望としている者を対象に、その高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に合格とする。

その際、面接、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の評価の比率については、２：１：１とし、それぞれの評価を合わせて、総合判定する。

なお、第一手順による選抜における合格者数については、「１」の(3)エにより定めた各学科等の合格予定者数の50％を上限とする。

(ｲ) 第一手順における合格者を除いた者の中から、選抜の第二手順として、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を資料とし「１」の(3)エにより定めた各学科等の合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

ａ　学力検査の各教科の成績を合計する。（225点満点）

ｂ　調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第３学年の評定を３倍する。（225点満点）

ｃ　ａ及びｂで算出した点数に、次のⅠからⅤの５つのタイプで示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率（「学力検査問題の種類並びに学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ」〔73ページ〕参照）をそれぞれかけて合計する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ | 学力検査の成績にかける倍率 | 調査書の評定にかける倍率 |
| Ⅰ | １．４倍 | ０．６倍 |
| Ⅱ | １．２倍 | ０．８倍 |
| Ⅲ | １．０倍 | １．０倍 |
| Ⅳ | ０．８倍 | １．２倍 |
| Ⅴ | ０．６倍 | １．４倍 |

ｄ　各学科等の合格者の決定は、次のように行う。

(a) 第一手順における合格者を除いた受験者を、第１志望の学科等に関係なく総合点の高い者から順に並べる。

(b) 総合点の高い者から順に、第１志望の学科等に振り分ける。

(c) (b)において第一手順での合格者を含めた人数が、「１」の(3)エにより定めた各学科等の合格予定者数に当たる人数に先に達した学科等について、総合点の高い者から順に「１」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

(d) すでに合格となった者及び(c)において選抜を行った学科等のみを志望している者を除いたすべての受験者を、総合点の高い者から順に並べる。

(e) (c)において合格者を決定しなかった学科等について、総合点の高い者から順に「１」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

３　学力検査と面接による選抜

(1) 出　　願

　　 　　出願については「２」の(1)による。ただし、ウ(ｵ)を除く。

(2) 学力検査等

 　　 学力検査等については「２」の(2)による。

ただし、エにおいては、面接は、自己申告書に基づいて、集団面接で行う。

(3) 入学者の選抜

ア　選抜の資料は、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。

イ　合格者の決定に当たっては、次のように行う。

(ｱ) 各学科等の選抜の第一手順として、国語、数学及び英語の学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価及び自己申告書を資料として、各学科等を第１志望としている者を対象に、その高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に合格とする。

その際、面接及び自己申告書の評価の比率については、２：１とし、それぞれの評価を合わせて、総合判定する。

なお、第一手順による選抜における合格者数については、「１」の(3)イにより定めた各学科等の合格予定者数の50％を上限とする。

(ｲ) 第一手順における合格者を除いた者の中から、選抜の第二手順として、学力検査の成績を資料とし、「１」の(3)イにより定めた各学科等の合格予定者数を上限として合格者を決定する。

ただし、(ｱ)による合格者に第二手順による合格者を加えた人数は、「１」の(3)イにより定めた合格予定者数を上限とする。

各学科等の合格者の決定は、次のように行う。

ａ　第一手順における合格者を除き、「学力検査・面接と調査書による選抜」と「学力検査と面接による選抜」のすべての受験者を、第１志望の学科等に関係なく学力検査の成績の高い者から順に並べる。

ｂ　学力検査の成績の高い者から順に、第１志望の学科等に振り分ける。

ｃ　ｂにおいて第一手順での合格者を含めた人数が、各学科等の募集人員に当たる人数に先に達した学科等について、募集人員に当たるまでの人数の中に含まれる「学力検査と面接による選抜」の受験者の中から、学力検査の成績が高い者から順に「１」の(3)イにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

ただし、(ｱ)による合格者にｃによる合格者を加えた人数は、「１」の(3)イにより定めた合格予定者数を上限とする。

ｄ　すでに合格となった者及びｃにおいて選抜を行った学科等のみを志望している者を除いたすべての受験者を、学力検査の成績の高い者から順に並べる。

ｅ　ｃにおいて合格者を決定しなかった学科等について、第一手順での合格者を含め、学科等の募集人員に当たるまでの人数の中に含まれる「学力検査と面接による選抜」の受験者の中から、学力検査の成績が高い者から順に「１」の(3)イにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

　　ただし、(ｱ)による合格者にｅによる合格者を加えた人数は、「１」の(3)イにより定めた合格予定者数を上限とする。

４　選抜実施計画等

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、「１」の(3)、「２」の(3)、「３」

の(3)及び次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(2) 合格者の決定に当たって、「１」の(3)、「２」の(3)及び「３」の(3)に従うことが実際上はなはだしく困難な場合は、高等学校長は、府教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

(3) 高等学校長は、１月30日（月）までに選抜実施計画を府教育委員会に報告する。

５　合格者の発表

合格者の発表は、３月１日（水）午後２時に各高等学校において行う。